

# 宮城県自然環境保全審議会自然環境部会会議録

日時 令和元年5月16日(木) 午後1時30分から  
場所 宮城県行政庁舎4階 特別会議室

## 【 次 第 】

1 開 会

2 挨 拶

3 議 事

対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止について

(狩猟鳥獣(イノシシを除く)捕獲禁止区域の指定)

4 その他

5 閉 会

## 【 資 料 】

資料1 「鳥獣保護区」から「狩猟鳥獣(イノシシを除く)捕獲禁止区域」への変更について

資料2 蕃山権現森狩猟鳥獣(イノシシを除く)捕獲禁止区域 指定計画書

資料3 奥武士狩猟鳥獣(イノシシを除く)捕獲禁止区域 指定計画書

資料4 大倉ダム狩猟鳥獣(イノシシを除く)捕獲禁止区域 指定計画書

資料5 狩猟鳥獣(イノシシを除く)捕獲禁止区域指定に係る公聴会賛否等一覧

資料6 狩猟鳥獣捕獲禁止区域指定スケジュール

資料7 【関係法令】鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

資料8 【参考資料】仙台鳥獣保護区 区域の縮小等計画書

蕃山鳥獣保護区 解除計画書

奥武士鳥獣保護区 解除計画書

大倉ダム鳥獣保護区 解除計画書

第12次鳥獣保護管理事業計画(変更案)の概要

第12次鳥獣保護管理事業計画(変更案)新旧対照表

第12次鳥獣保護管理事業計画(変更案)

## 1 開会

(始めに、委員並びに事務局の出席者の紹介が行われた後に佐藤環境生活部参事兼自然保護課長が挨拶を行った。)

## 2 挨拶(佐藤 勝彦環境生活部参事兼自然保護課長)

本日は大変お忙しい中、宮城県自然環境保全審議会自然環境部会に御出席いただき厚くお礼申し上げます。また、お集まりの皆様には、日頃から本県の自然環境保全の推進について、格別の御理解と御支援を賜っていることに対し、この場をお借りして心から感謝申し上げます。

本日の自然環境部会は、自然環境保全法及び県自然環境保全審議会条例に基づき、自然環境の保全に関する重要事項について、知事からの諮問に応じて、委員の皆様には調査審議をいただく場となっている。

本日も審議いただく案件は、近年急増していると言われているイノシシの捕獲範囲を拡大するため、これまで鳥獣保護区だった区域を、イノシシを除く狩猟鳥獣捕獲禁止区域に指定変更するものとなる。イノシシに関しては、近年多くの農作物や生活環境への被害が報告されている。本件の区域指定の変更により、その対処の一助となることを期待している。

各委員の立場から忌憚のないご意見をいただき、審議を賜りますようお願い申し上げます。

(事務局より配布資料の確認後、本日の出席者数を報告(構成委員10名中7名が出席し、過半数を満たしていることから、審議会条例第7条において準用する第6条第2項の規定により有効に成立している)。次に、本日の会議の公開・非公開について、平成12年3月21日に開催された宮城県自然環境保全審議会において審議された結果、審議案件は公開となっていることから、本日の自然環境部会は公開で行われる旨を報告。)

## 3 議事

### 対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止について

司 会： それでは、次第3の議事に入るため、当審議会条例第7条において準用する第6条第1項の規定により、以後の議事の進行については伊藤部会長にお願いする。

伊藤部会長： 御多忙のところお集まり頂き、感謝申し上げます。

本日の予定であるが、審議会の終了予定は14時30までとなっているので御協力願う。それでは議事について審議していくので、事務局から説明願う。

事務局： (資料により説明)

伊藤部会長： 只今の事務局からの説明について、委員から質問・意見等頂戴したい。

河野委員： 今回、狩猟鳥獣（イノシシを除く）捕獲禁止区域を指定するという事について、2つほどご質問したい。

一つは、この区域ではニホンジカを捕獲する必要はないのかということ。

二つ目は、県内の他の鳥獣保護区でも、このような指定変更の話が出ているのかどうか。

事務局： この「狩猟鳥獣捕獲禁止区域」は今まで県内で指定されたことはなく、今回が初めてとなる。

鳥獣保護区からの指定変更にあたっては仙台市と調整を行いながら進めており、その中で捕獲を禁止する鳥獣からニホンジカを除くかどうかと言った話も出たが、当該区域ではニホンジカによる被害等はないことから、今回はイノシシのみを除くこととしたもの。

現在のところ仙台市以外からは、鳥獣保護区から狩猟鳥獣捕獲禁止区域への指定変更の要望は来ていないが、今後、他の市町村等から要望があった際は、その都度、当該市町村等と調整をしながら進めていきたい。

伊藤部会長： 他には質問等あるか。

高橋委員： 先ほどの事務局の説明では、指定期間は5年間ということであった。

イノシシやニホンジカが県内で増えているというのは理解しているが、今回の指定変更によって5年間で生息数がどのように変わっていくのか、そのあたりのイメージがあればご説明頂きたい。

事務局： 仙台市と調整していく中で、指定変更した場合にどのくらい捕獲数が増加するかという話が出た。

今回の指定変更では狩猟捕獲が可能になるということで、あくまでハンターの自由な意思に基づく捕獲であることから、確実に何頭捕獲できるという確約はできないが、地元猟友会からの聞き取り結果等では、年間100頭程度は捕獲数が増加できるのではないかと考えている。

高橋委員： イノシシやニホンジカの生息数を、平成35年度末で10年前から半減させるという目標があるようだが、果たしてそれが達成できるのかどうか不安があるので、お伺いしたい。

事務局： その目標に向かって環境省や農林水産省も頑張っており、県としても指定管理鳥獣捕獲等事業によって県が実施主体となって捕獲を実施するなど、有害鳥獣捕獲や狩猟捕獲と合わせて捕獲圧を強化しているものの、本県においてこの半減目標を達成できるかどうかは、まだ予断を許さない状況が続いている。

伊藤部会長： 生息数の予測というのも、なかなか難しい点があるのかと思う。

他には質問等あるか。無いようであれば、これで議事を終了する。

議事の「対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止について」に関連し、第12次宮城県鳥獣保護事業計画の変更案について、本日午前に宮城県自然環境保全審議会で審議が行われ、この後パブリックコメントが実施される。

予定ではパブリックコメント後の7月11日に再度自然環境部会を開催することとしているが、パブリックコメントに関連する計画書の修正がない場合や軽微な変更のみの場合は、7月11日の自然環境部会開催要否については当方に一任していただき、開催を要しないと判断した場合は、原案を了承する旨を審議会長に報告することとしてよろしいか。

各委員： （異議なし）

伊藤部会長： では、これで議事は終了とさせて頂く。

最後に、次第4の「その他」について、委員や事務局から何かあるか。

事務局： パブリックコメントは6月18日まで実施する予定となっており、終了後速やかに意見を取りまとめて部会長にお伝えする。その上で、7月11日の自然環境部会を開催するか否かについて、6月末までには各委員に連絡したいと考えている。

司会： 長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。

以上をもちまして、宮城県自然環境保全審議会自然環境部会の一切を終了します。